

但シ消毒肺炎、氣管支肺炎等ノ第二次感染アル場合ニノミ行フテ原則トセン。然シ如何ナル輕症ト雖之ヲ報告シテ流行ノ状態ヲ察知スルニ便ナラシメタシ  
又今後ノ報告ノミナラス、以前第一患者ヲ診療セル時機、月毎ノ歎死亡數ヲモ知リタキモノナリ

本病ニ關スル凡テノ報告意見ハ予ノ大ニ感謝スル所ニシテ、此ノ惡疫豫防ノ上ニ大ニ貢獻スル所アル可シ

二、瑞西

瑞西ハ各交戰國ノ中間ニ介在シ、病毒傳播ノ要衝ニ當レルヲ以テ、防疫ニ關シテハ多大ノ注意ヲ拂ヘルモノノ如シ

一九一八年(大正七年)七月六日衛生局ハ各區ノ衛生官ニ向ツテ訓示シテ曰ク、目下瑞西國內ノ或地方ニ「インフルエンザ」ト推測ス可キ疫病ノ流行セルヲ認ム。此ノ流行ハ交戰國軍隊ノ戰線ヨリ來リ、歐洲ノ各國、殊ニ西班牙國內ニ存在セルモノト同一ナルカ如シ。瑞西ニ於テ傳播ノ有様ハ猶限局セルモ、急激ニ全國ニ蔓延ス可キハ豫知スルニ難カラス。故ニ本病ノ性質ヲ充分公衆ニ了解セシメ、徒ニ不安ナラシムル事ナキヲ要ス。發疹、チフスト稱シ、或ハ種々ノ浮説アリ。本病ノ良性ナルコト、夏期ニモ流行ノアルコト、之カタメ肺炎ノ合併少キコト等ヲ知ラシム可シ  
本疾患ノ豫防ハ頗ル困難ニシテ行政的豫防法策ノ有效ヲ信スル能ハス。但シ病原ハ呼吸道ヨリ入ルモノナルヲ以テ含嗽及吸入ハ多少效アル可シ。各區衛生當局ハ週報ヲ以テ患者發生狀況及豫防措置ヲ報告ス可シ。又醫師ト共力シテ疫學的研究ヲナスヲ可トス

之ニヨリテ考フルニ瑞西ニテハ一九一八年大正七年七月既ニ相當惡性ノ「インフルエンザ」アリテ民心ノ動搖セルヲ知ル可シ

同七月十三日再ヒ衛生局ハ訓令シテ曰ク、近時流行セル「インフルエンザ」ハ重症ニシテ多數ノ「インフルエンザ」肺炎ヲ發生シ、死者少カラス。豫防法トシテハ(一)過「マンガン酸加里液」ノ含嗽(二)口、手ノ清潔(三)必要以外ノ外出禁止(四)過勞ヲ避クルコト

患者發生セル場合ハ、(一)安靜ヲ與ヘ、食事ニ注意シ、キニーネ、エレクトラルゴールノ類ヲ使用ス(二)不規則ノ發熱、再發者ヲ輕症ト雖注意ヲ要ス(三)重症者ヲ隔離スルコト(四)再發ヲ注意スルコト(五)恢復者ノ休養ヲ充分ニセヨ

一般衛生トシテ(一)消毒(二)種痘其他身體ヲ害スルモノハ延期(三)傳染病豫防法ニ準スルコト。大體ニ於テ流行性腦脊髄膜炎ニ準スルヲ可トス。但シ強制隔離ノ效果少カラシ

毒瓦斯「マスク」ノ練習ハ流行中中止ノコト。毎日流行狀況ヲ電報セヨ  
十月十五日ニ至リ、衛生局ハ更ニ進ムテ「インフルエンザ」ヲ法定傳染病中ニ編入シ、強制届出「Information Obligatoire」ヲ實行スルニ至レリ。本病ハ診斷困難ナルヲ以テ家長等ハ之ヲ知ルコト困難ナリ。故ニ届出ノ義務ハ單ニ醫師ノ責任トス。醫師ハ一定ノ地ニ於ケル初發患者ヲ直チニ報告シ、他ハ週報ニテ可ナリ。姓名、年齢、住所ヲ記入ス可シ

劇場、活動ノ閉鎖、群集ノ禁止ハ效果アルコトアリ、思ハシカラサルコトアリ。兎ニ角能フ限リ群居ヲ避クルニ勉ム可シ。學校閉鎖、昇校停止モ場合ニヨリテ可ナリ。兒童ノ衛生ニ注意シ、體操、唱歌等ノ課業ヲ加減シ、含嗽ヲ勵行セシメ、手指ヲ清潔ニ保タシム

工場ニ於テモ同様ニシテ、手指ノ清潔、含嗽ヲ行ヒ、咯痰ノ所置ニ注意ス可シ。旅舎、寄宿舍等ニ

ヲモ然リ

消毒ハ煮沸ヲ可トス。室内ノ消毒ハ不必要ナル可シ。「マスク」ノ豫防ニ效アリ。屍體ヲ成ル可ク速ニ處置ス可シ

個人衛生法トシテハ含嗽、鼻口ノ攝生ヲ注意ス可シ

以上ノ外豫防法トシテ意見ヲ述フルモノ少カラス。Holtz (Cor. bl. Schw. Arzt. 19 Oct. 1918) 「ハロトロビン」ヲ飲用スレハ呼吸器分泌液中ニモ現ハルルヲ以テ豫防ニ有效ナリト云ヒ、Galli-Valerio (Rev. med. de la Suisse, 20 Janu. 1919) 「ハステク」ヲ強制ス可シト説キ、Sahli (Cor. bl. Schw. Arzt. 4 Janu. 1919) 「ハステク」ノ效果ヲ疑ヒ、隔離ヲ以テ最良策トナシ、ブアイフェル氏菌ヲ以テ「ワクチン」ヲ製シ、皮下注射ヲ行ヒ、豫防ニ效アリト稱セリ

### 三、英吉利

Local Government Board (地方局) ハ一九一八年(大正七年)十一月十八日 Public health (Influenza) Regulations (No. ニ) 同二十一日ニ同上 (No. 9) ヲ布告セリ。第一ノ布告ハ専ラ公衆娛樂場ノ取締ニシテ(一)凡テ興業ハ三時間以上繼續スルヲ得ス(二)開演ヨリ次ノ開演迄ノ間ハ三十分以上ヲ要ス。(三)幕間ニハ充分換氣ヲナスコト。但シ公衆衛生醫員ノ意見ニヨリ以上ノ規定ヲ輕減スルコトヲ得ヘシ。本規定ハ一九一八年(大正七年)十一月二十五日ヨリ實施ス

第二ノ布告ニ於テハ、多少ノ訂正ヲ行ヒ、インフルエンザ流行ノクメ學校閉鎖セル間ハ、學童ヲ活動寫真館ニ入場セシメサルコト、活動寫真ノ興演ハ連續四時間ニ及フヲ得サルコト等ヲ規定シタリ

英國地方局 (Local Government Board) 布告

一九一八年(大正七年)十一月十八日、流感取締規定第一號左ノ如シ

### 第一條 略用語ノ意義

第二條 凡ノ公衆娛樂場ニ左ノ取締ヲ行フ

- a. 一演技ハ三時間以上連續セサルコト
- b. 各演技ハ三十分以上ノ幕間ヲオクコト
- c. 幕間ニ充分ナル通氣ヲ行フコト

第三條 當局ハ公衆衛生醫ノ意見ニ基キ以上ノ取締ニ手加減ヲ加フ

第四條 本取締ハ一九一八年十一月二十五日以後施行ス

第五條 之ヲ公衆衛生(流行性感冒)取締一九一八年第一號ト稱ス

英國地方局布告(一九一八年(大正七年)十一月二十二日)第二號左ノ如シ

### 第一條 略

第二條 前布告中活動寫真ニ關シテハ

- a. 活動寫真興業主ニ注意ヲ與ヘ、流感流行ノクメ小學校ヲ閉鎖スル場合ニハ兒童ノ入場ヲ禁スルコト
- b. 活動寫真ニ於テハ一演技四時間以上連續セサルコトニ改訂

第三條 本取締ヲ公衆衛生(流行性感冒)取締一九一八年第二號ト稱ス

一九二〇年(大正九年)一月三十一日公衆衛生大臣ノ布告ニヨレハ、個人衛生トシテ過勞、過飲、群衆等ヲ避ケシメ、陸軍式ノ「ワクチン」ヲ作りテ無料配布シ、合併症ヲ防クニ效アル可キヲ信シ、手指ノ洗濯、換氣ニ就テ注意ヲ促シ、發病セル者ノ注意事項ヲ擧ケタリ。又特別委員會ノ設置、官民ノ協力、病人發生家屋ノ隔離、防疫區劃ノ制定、病院ノ設備、集合禁止、民衆教育等ニ就テ論ス。豫防實

際ノ措置トシテ敢テ進歩セル跡ヲ見ス

Jim (Brit. med. J. 8 Feb. 1919) ハ「インフルエンザ」ニ一定ノ免疫ノ存在ヲ信シ、混合ワクチン有效ナリト云フ。但シ免疫ノ持続ハ三箇月ナリ。又肺炎血清ヲ五〇坵注射スレハ合併症ヲ豫防スト云フ

Schniffelboham (Brit. med. J. 19 April. 1919) ノ報告ニヨレハ「二十箇所ノ毒瓦斯製造所ニ於テ」インフルエンザ患者ノ發生甚タ少ク、一見抵抗力ヲ増加シタルノ觀アリ。但シ「フオスゲン」ノミハ反對ニ感受性ヲ高メ、重症患者ノ發生多シト云フ

Jones (Brit. med. Journal, 23 Nov. 1918) ハ「キニーネ」ノ内服「オイブール」石炭酸液ノ含漱ヲ豫防ニ效アリト稱ス。

英國ニ於テハ豫防ノ重要ナル手段トシテ混合ワクチンヲ推賞セリ。「ワクチン」ニ就テハ別ニ記述ス可シ

#### 四、伊太利

雜誌 Policlinico(一九一八年七月)ニヨルニ、當時既ニ「グリッブ」ノ流行アリ、一般ニ輕症ニシテ肺炎ヲ合併スルモノ少キヲ以テ、之ヲ三日熱「デング」ババタシ熱等ト混合スル者アリ。但シ是レ「インフルエンザ」ニシテ「氏菌」ヲ檢出シタリト報セリ。其後漸次重症者ヲ生シタルヲ以テ八月二十二日ニハ内務大臣訓示ヲ發シテ豫防條項ヲ示シタリ。(一)届出ヲ行ハシムルコト(二)隔離(三)鼻口粘膜ノ消毒(四)群集ノ制限(五)消毒ノ實施(口、手、電話器、手布等)(六)患者ノ保護(七)食料ノ監視(八)救護班ノ活動

次テ十月五日更ニ豫防ニ就テ訓告ス。(一)感染ノ源ハ患者ナルヲ以テ届出ヲ必要トス。之ニ

適當ノ消毒ヲ行フ可シ。(二)感染ニ危險ナル機會ヲ減ス可シ。(三)醫師ト衛生當局トハ共同活動スルヲ要ス

伊太利ニ於テハ「キニーネ」ノ豫防力ヲ報スル者アリシカ「マラリヤ」患者モ「インフルエンザ」ニ罹リ易キコト「キニーネ」ノ豫防的服用ハ「インフルエンザ」ノ感染ニハ無效ナルコトヲ經驗セリ

Verney (Policlinico, 5 Jan. 1919) ハ第一ノ病原ハ不明ニシテ先驅者トシテ働キ「ブ氏菌」連鎖球菌、肺炎菌、加答兒性菌、葡萄狀菌、肺炎桿菌、假性「インフルエンザ」菌「スピロヘーテ」等カ二次的ニ侵入シテ種々ノ病變ヲ起スモノニシテ特殊ノ豫防法ナシト稱セリ。英國式ノ「ワクチン」ヲモ試ミタリ

#### 五、北米合衆國

州ニヨリテ豫防ニモ寬嚴其度ヲ異ニスルモノアリ、一様ニ律シ難キモ(一)患者ノ届出(二)患者ノ病院收容、住宅内隔離(三)患者ノ隔離、或ハ家族ノ隔離(四)消毒(五)共同飲食器ノ消毒又ハ禁止(六)吐痰ノ監視(七)マスク使用(八)學校、劇場、活動寫真等ノ閉鎖(九)交通機關ノ雜沓ヲ緩和スル手段(十)救療機關ノ活動(十一)衛生教示(十二)豫防注射。以上ヲ勵行セルアリ、一部分行ヘル州アリ。豫防注射ノ如キモ種々ノ「ワクチン」アリ、獎勵セル所アリ、放任セル所アリ。而シテ其結果ニ於テ何レノ手段モ明瞭ナル成績ヲ擧ケ得タルニ非ス

Journal of Am. m. As. (12 Oct. 1918) ハ「檢疫及隔離」ハ理想的豫防手段ナルモ實施困難ナリトシ、同誌上ニテ Dust and Lyon ハ患者ニ接スルコト四歩ナレハ小滴感染ノ危險アリ、咳嗽ニ際シテハ十歩マテ及フ可シト云ヒ「マスク」ハ「モスリン」二枚ナレハヨク病毒ヲ阻止ス可シト説ク

Cunning (Am. J. Pub. H. No. 10, 1920) ハ「唾液傳染病 Saliva-borne Disease」ニテハ食器カ傳染ノ媒介ヲナスコト重要ナリトシ「皿類」ヲ煮沸消毒スルコトニアリテ此ノ危險ヲ減ス可シト稱ス。三百

七十箇所ノ經驗ニ基キ、食器ノ消毒カ、インフルエンザノ傳播ヲ防キ得タルヲ述ヘタリ

Meuler ガロンドンノ「ローヤルソサイエチー」ニテ述ヘタル所ニヨルニ、インフルエンザノ爆發ノ模様明カナルモノアリ。一ノ運送船ニ五千九百五十一人ノ兵士ヲ積ミテ出帆シ、七日ノ後ニ他ノ港ニ着セルニ、當日突然ニ五百七十一人ノインフルエンザ患者ヲ發生シ翌日ハ非常ナル増加ヲ示シ、三日後ニ患者ヲ陸上ニ隔離セルモ患者ノ發生止マズ。全員ノ二八%ハ罹病シ、其ノ三二%五三四例ハ肺炎トナリ、其ノ三一七例ハ死亡シタリ、即チ罹病者ノ一九%肺炎患者ノ五九三%ニ當レリ。是レ發病後陸上ノ病院ニ輸送セルタメナル可シ。看護人モ三〇―四〇%罹病セリ。之ニ因リテ考フルニ、インフルエンザヲ豫防スルニハ密居ヲ避クルコト、患者ハ隔離靜養ヲ必要トスルコト、榮養、睡眠、換氣等ニ注意スヘキコトナリ

北米公衆衛生協會ノ「インフルエンザ」ニ關スル特別委員會決議事項

「インフルエンザ」豫防ニ關シ理論ト經驗トニヨリテ一定見ヲ樹立シ衛生當局ニ充分ノ援助ヲ與フルヲ目的トシテ一九一八年(大正七年)十二月九日ヨリ十二日迄市俄古市ニ於テ開催セラレタル北米公衆衛生協會特別委員會ノ決議事項ニシテ其特別委員ハ左ノ五名トナス

ダブルユー・ニー・エヴァンス(シカゴ)座長

デー・ビー・アームストロング(フアーミングム)

ウイリアム・エッチ・デーヴィス(ウオシントン)

イー・ダブルユー・コッツ(ニューヨーク)

ウイリアム・シー・ウツドワード(ボストン)

本病ノ性質

今次ノ流行ハ激烈ナル傳染性ヲ有スル流行病ニシテ今日迄委員會ノ至當ト認ムル報告ニヨレハ人類ニノミ限ラレタル疾病ナリトス

本病ノ第一次の病原體ハ未タ確定セラレサルモ或種ノ病原體アリテ之レカ原因ヲナスモノタルコトハ疑フノ餘地ナシ、而シテ今次ノ流行病ハ一般ニ「インフルエンザ」ト稱セララルモ此ノ名稱ヲ以テ今日迄知ラレタル疾病ト同一ナルモノナリヤ又既往ノ「インフルエンザ」カ凡テ同一ノ疾病ナリシヤハ未タ確定セラレサル處ナリ

今日ニ於テハ「インフルエンザ」ヲ他ノ通常ノ感冒又ハ鼻腔、咽喉ノ粘膜ノ炎症ト確然タル區別ヲ示ス可キ方法ナク又「インフルエンザ」患者ノ他ニ傳染ノ危険ナキニ至ル時期ヲ定ムル適當ノ方法ナシ

ナレハ本病ノ豫防ニ關シテハ研究機關ノ設備ハ目下緊急ノコトニシテ病原ノ檢索特殊豫防液、治療血清ノ調製ニ關スル研究ニ從事シ夫等ノ豫防液治療血清ノ效果如何ヲ臨床的ニ檢シ之レカ管理取締ニ關スル意見ヲ定メシメサルヘカラス

「インフルエンザ」ノ死亡ノ原因ハ多ク連鎖狀球菌、肺炎球菌或ハ「インフルエンザ」菌ニヨリテ起ル肺炎ニシテ、之レ等ノ菌ノ侵入ハ第二次的ノモノナルカ如シ

病原體ハ患者ノ口腔、鼻腔ヨリ外界ニ放出セラルルコト及ヒ病原體ノ侵入門戸モ口腔、鼻腔ナルコト明カニシテ只其外ノ門戸トシテ眼結膜ヨリ直ニ血行ニ侵入スルカ又ハ涙管ヲ通シテ鼻腔ニ入ルヘキカノ疑ナキニアラス

豫防法

「インフルエンザ」ノ病原體ハ患者ノ鼻腔咽喉ノ分泌物ニヨリテ他ノ感受性强キ人ノ鼻腔咽喉

ニ傳播セラルルモノナリトセハ其病原體如何ハ確立セラレストモ推理ノ上ニ於テ豫防法ハ左ニ述ヘントスル原則ニ從ヒテ定ムルヲ得ヘク病原體其物ノ發見ヲ待チテ初メテ定メラルヘキモノニアラス即チ

- 一、病原體ノ傳染徑路ヲ遮斷スルコト
- 二、適當ノ豫防液ヲ以テ豫メ免疫トナスカ又ハ少ナクトモ特異性ノ抵抗力ヲ増進セシムル事
- 三、一般ノ健康狀態ヲ高メ自然ノ抵抗力ヲ増進スルコト

- 一、傳染徑路ヲ遮斷スルコト
- 甲、飛沫傳染ヲ防止スルコト
- 乙、咯痰ノ取締

丙、食器飲料ノ監督、此ノ危險ナルコトハ未タ充分ナル根據ヲ有セサルモ相當ノ監督ヲナス事而シテ其細目ニ亘リテノ論議ハ後述各論ニ於テ見ルヘシ

二、免疫及ヒ豫防液

(此ノ項ニ關シテハ尙研究委員會ニ於テ討論報告スル所アルヘシ)

今次ノ流行ニ於テ使用セラレタル「ワクチン」ハ其目的ニヨリテ左ノ二種ニ大別スルヲ得

一、「インフルエンザ」自身ノ豫防又ハ罹患ノ輕減

二、「インフルエンザ」菌、連鎖狀球菌、肺炎球菌等ニヨルト認メラルル合併症ノ豫防又ハ罹患ノ輕減

第一ノ「インフルエンザ」自身ノ豫防ノ目的ニ「ワクチン」ヲ使用スルコトニ關シテハ病原體ノ不明ナル今日ニ於テハ第一次ノ疾病ニ對シテ特異性ノ「ワクチン」ヲ使用スル學術上ノ根據ヲ見出ス

能ハス、若シ此ノ意味ニ於テ「ワクチン」ヲ使用セララルモノアラハ必スヤ未知ノ病原體ニ對シテ一種ノ關係ヲ有スル「ワクチン」ナラサルヘカラス而シテ其效果如何ニ關スル在來ノ報告ハ一ツトシテ確乎タル結果ヲ傳フルモノト認ムルモノナシ

第二ノ合併症豫防ノ目的ニ「ワクチン」ヲ使用スルコトハ今日ニ於テハ全ク理論的ノコトニシテ委員會ニ於テハ其確實ニ成功スヘキ保證ヲ與フルコトニ充分ナル根據ヲ有セス、是等ノ「ワクチン」ノ使用ニ際シテハ患者ヲシテ尙其研究ノ時期ニアルコトヲ承認セシムヘキモノトス、委員會ニ於テハ或種ノ「ワクチン」ヲ使用シ其豫防及ヒ治療上ノ效果ヲ實驗的ニ判定セントスルニ當リテハ常ニ次ノ條件ヲ考慮ニ入レサルヘカラス

- (一) 注射セラレタルモノト注射ヲ受ケサルモノトハ常ニ同數ナラサルヘカラス
- (二) 以上ノ各類ニ於テハ其抵抗力ハ年齢性別、傳染ノ危險、及ヒ最近ノ流行ニ關シテ其罹病ノ有無等ヲ顧慮シテ同程度ノモノナラサルヘカラス
- (三) 各類ノ傳染ノ危險ニ接スル程度ハ其時間ノ長短其他ニ就キテ同様ナラサルヘカラス
- (四) 尙各類ノ傳染ノ危險ニ接スル時期ハ流行ノ經過ノ同時期ナラサルヘカラス

三、自然的抵抗力ヲ増進スルコト  
身體及ヒ精神ノ過勞ハ出來得ル限リ避クヘクシテ常ニ運動、休息、肉體的精神的勞働及ヒ睡眠ノ時間ニ考慮ヲ用ヒサルヘカラス、然レトモ壯年者並ニ身體強壯ナルモノ必スシモ罹病ヲ免レサルコトハ明カナル事實ナリ

公衆ニ對シ必要ニシテ且ツ實行シ得ヘキ豫防施設ハ其公衆ノ狀況工業關係等公衆自身ノ性質、流行ノ狀況、流行ノ時期ニ關係スルコト多ク例ヘハ主トシテ小都會ノ公衆ニ適當ナルヘキ施



設ハ大都會ニ於テハ實行不可能ニシテ又不適當ナルコトアルヘク又流行ノ初期又ハ末期ニ實行スヘキコト必シモ流行ノ極期ニ於テ適當ナルモノト見ル能ハス故ニ委員會ハ豫防施設ニ就テ凡テノ衛生當局ニ指針タルヘキ一般法則ヲ規定スル能ハス只行政施設ノ根本トナルヘキ一般ノ原則ヲ定メテ之レカ實行ハ個々ノ公衆團體ノ手腕ニ任ス

而シテ委員會ニ於テ定メタル豫防方針ハ左ノ如シ

甲、組織體ノ運轉ヲ圓滑ニシ以テ緊急ノ用ニ備ヘ凡テノ物質ヲ中央當局ノ意見ニヨリテ運用シ得ル如クスルコト

乙、流行ニ關スル凡テノ事項ヲ知り得ル如キ機關ヲ設置スルコト

一、報告ノ義務ヲ強制スルコト

二、檢病調査

丙、呼吸器系ノ衛生ニ關シ廣ク公衆ヲ教育シ咳嗽、噴嚏、唾痰ヲ吐ク事、鼻汁ヲ不注意ニカム事等ニ關スル注意、指又ハ異物ヲ口、鼻ニ入レサルコト、食事ノ前ニ手ヲ洗フ習慣、ハンカチーフヲ交換スルコトノ危險、新鮮ナル空氣、一般ニ衛生ヲ重スルコトノ利益等ヲ充分公衆ニ會得セシメ、一般ニ風邪ハ輕々ニ看過スヘカラサルモノナルコト及ヒ、患者並ニ健康者ニ病原體攜帶者ノアルヘキヲ以テ一般ニ咽喉鼻腔ノ分泌物ノ危險ナルコトノ注意ヲ喚起スルコト等ニ努ムヘシ

丁、行政方針

一、曹達水又ハ他ノ公衆ノ飲料ヲ供セラルル個處ニ於テハ「コップ」ノ共通使用、又ハ不充分ニ洗ヒタル「コップ」ノ使用ヲ嚴禁スル事

二、換氣法ニ關スル法律ヲ施行スル事

本病ハ主トシテ公衆ノ集合ニ關係深キヲ以テ次ノ三項ハ特ニ必要ナル事項トス

三、公衆ノ集合場ヲ閉鎖スルコト

傳染ノ徑路ハ主トシテ口鼻ノ分泌物ニヨルモノナルヲ以テ各種ノ集會ハ傳染ニ關シテ有力ナル誘因タルコト明カナラサレハ公衆ノ集合ヲ其人數並ニ其頻度ニ於テ制限シ集合ノ條件ヲ設ケテ之レヲ取締ルコトハ行政上ニ於テ必要ナル事項ナリトス、必要ナラサル集合ハ當然之レヲ禁スヘク必要止ムヲ得サル集合ハ一定ノ面積ニ對シテ一定ノ人數ヲ制限シ新鮮ナル空氣ニ充分ナル餘裕ヲ殘シ不注意ノ噴嚏咳嗽、喝采ハ禁セサルヘカラ

ス  
日常ノ業務上必要ナル會合ハ之レヲ禁スルコト困難ニシテ且ツ實行スヘカラサルコト多シ以下其各ニツキテ考慮センニ

學校

學校ヲ閉鎖スルコトニ關シテハ考慮スヘキ事項次ノ如シ

- (a) 理論上學校ハ兒童相互ノ接觸ノ頻度ト程度トヲ増スモノニシテ學校ニシテ閉鎖セラレンカ兒童ノ接觸戶外ニ於ケルト全ク同様トナリ土地ノ狀況ニヨリテ接觸ノ機會ノ増加スルカ減少スルカハ定マルヘシ其點ニ於テ都會ト田舎トハ關係全ク異ナレリ
- (b) 兒童ノ通學ノ途次兒童ニ不適當ナル外氣ニ觸ルルコトナキヤ或ハ長途滿員ノ客車ニ乘込ムコトナキヤ
- (c) 學校ニ於テ適當ナル看護、診斷ノ設備ヲ有スルカ

(d) 教師、醫師、看護婦カ罹患セル兒童ヲ他ノ兒童ト接觸スル以前ニ於テ之レヲ、辨別シ隔離シ得ルカ

(e) 學校ノ閉鎖カ公衆ノ豫防及ヒ處置ニ對シテ相當ノ人ト能力トノ援助ヲ提供シ得ルカ

(f) 學校ハ閉鎖セスシテ多數ノ缺席教師ヲ生シ爲メニ教育ノ標準ヲ低下スルコトナキヤ

(g) 多數ノ兒童カ罹患シ又ハ罹患ヲ恐レテ家庭ニ留マリ其歸校スル時學校ニ於テ急ニ過重ノ負擔ヲ生スルコトナキヤ

(h) 學校ヲ一時閉鎖シ再ヒ開校スル時ニ新タニ流行ノ勃發スルコトナキヤ

教會ヲ閉ク必要アラハ極メテ必要ナル宗教的ノ儀式ニ止メ成ルヘク少人數ニ制限シ各人ノ接觸ノ機會ヲ少ナクセシムルコト

劇場

劇場、活動寫真館其他娛樂ノ目的ニ公衆ノ集合スル處ニ關シテハ只不注意ニ咳嗽スル人ヲ退場セシムルコトニノミカヲ用フルコトハ策ヲ得タルモノニアラス即チ不注意ニ咳嗽スル人ヲ發見スルコト困難ニシテ又既ニ一度ヒ咳嗽センカ既ニ其ノ害毒ハ傳播セラレタリト見サルヘカラス、尙劇場ヲ以テ公衆ヲ教育スルニ使用スルコトハ劇場ヲ閉鎖スルコトノ却ツテ教育ニ效アリト見サルヘカラス、而シテ劇場、活動寫真館等ニ閉鎖ヲ命スル標準ハ換氣法並ニ一般衛生設備ノ如何ニヨリテ定マルモノトス

サルーン等ノ飲食店

之レヲノ閉鎖ハ食器ニヨリテ傳染スル危險ノ有無並ニ多人數密集ノ狀況等ニアリテ定

マ

舞踏場等

舞踏場、球コロガシ、球突場、自働販賣場等ノ閉鎖ハ多人數密集ノ有無ニヨリテ定マル

電車等

之レヲニハ凡テ換氣ト清潔トヲ勵行セシムヘク過剩ニ乗込マシムルコトハ禁セサルヘカラス、小都會ニ於テハ一時運轉ヲ中止セシメ住民全部ノ徒歩ヲ強ユルモ可ナリ

葬儀

公葬、追悼會等ハ不必要ナル集會ト見ルヘク且ツ傳染ノ危險多キモノナルヲ以テ禁止セサルヘカラス

四、呼吸保護器

適當ノ方法ニ於テ適當ノ「マスク」ヲ使用スルコトハ病院其他直接患者ニ接スルモノ及ヒ理髮店、齒科醫等ニハ勵行セシメサルヘカラス、然レトモ市民全部ニ強制的ニ實行セシムルコトノ效果如何ニ關シテハ今日ニ至ル迄充分ノ根據ヲ有セス、委員會ハ之レカ實行ヲ強要スル勇氣ナシ、但シ市民各自自衛ノ爲メニ「マスク」ヲ使用セントスルモノニハ其使用方法ヲ教育スル義務アルモノトス

五、隔離

患者ノ隔離ハ實行セラルヘキモノニシテ不注意ニシテ頑迷ナル患者ハ法ヲ以テ強制的ニ隔離セサルヘカラス

六、患者公示

預迷ニシテ不注意ナルモノノ公衆衛生ニ無頓着ナルモノハ告示ヲ以テ公衆ニ知ラシムルコト

七、病院收容

理論トシテハ凡テノ患者カ全部病院ニ收容セララル時ハ防疫上最モ便利ナルヘク小都會ニシテ凡テノ患者ヲ迅速ニ病院ニ收容シ得ル場合ハ其效果著シキモノアルヘシ即チ凡テノ患者カ發見セラレ他ニ傳染ノ機會ヲ有セサル以前ニ病院ニ收容セララルニアラサレハ流行ヲ阻止スルコトニ效果ナシ、一般ニ家庭療法ハ醫師及ヒ看護ノ注意ノ充分行届キ他ノ家族ニ傳染ノ危険ナキ場合ニ於テ望マシキコトニシテ患者ヲ病症ノ輕重ヲ問ハス入院セシムルコトハ家庭療法ヲ以テ右ノ注意ノ行キ届カサル時ニ限り效果アルモノトス輕症患者モ全部病院ニ收容スルコトニ關シテハ未タ第二次的疾痲ヲ有セザリシモノカ病院ニ於テ他ノ患者ニ接スルカ爲メニ感染スルコトナキニアラストノ反對生シ重症患者ノ凡テヲ入院セシムルコトニハ之レヲ運搬スルコトニ於テ危険ヲ増ストノ非難起ルヘシ

八、咳嗽及ヒ噴嚏

咳嗽及ヒ噴嚏ニ關スル取締ハ公衆ヲ教育シ之レヲ注意セシムルコトニ效果アルヘシ

九、消毒法

消毒法トシテハ清潔ニスルコト、日光ニ曝スコト、換氣ヲヨクスルコト以上ニ望ムヘカラ

十、酒精ノ使用

酒精ノ使用ハ其豫防ニ效果アラス

十一、噴霧及ヒ含嗽

噴霧及ヒ含嗽ハ次ノ理由ニヨリテ傳染ヲ防禦セス

(a) 委員會ノ知レル範圍ニ於テハ粘膜ヲ損傷スルコトナシニ病原體ノミヲ殺菌スル如キ噴霧劑、含嗽劑ナシ

(b) 鼻腔、咽腔ヲ洗滌シテ病原體ヲ機械的ニ除去スルコトハ不可能ナリ

(c) 之レヲノ使用ハ防禦的ニ作用スル粘液ヲ除去シ却ツテ傳染ノ危険ヲ増加スルモノナリ

(d) 家庭的ニ之レヲ日常實行スルコトハ同一ノ器具ヲ共同ニ使用スルコトノ傾向ニ導ク

(e) 噴霧、含嗽ノ無效ナルコトハ、デフテリア、菌、腦脊髓膜炎菌ニ關シテ既ニ證明セラレタルコトナリ

雜

一、大學、養育院其他同様ノ機關ニ於テハ外界ヨリ來ルモノニ對シテ嚴重ナル檢疫ヲ行フヘシ流行ノ初期ニ於テ實行セス其所在其方法ニヨリ之レヲ合理的トナシ一時タリトモ有效トナラシムヘシ、一時ノ成功ニテモ達シ得ンカ流行ハ發生シタリトスルモ他處ヨリ後レテ發生シ適當ノ醫師看護婦ヲ得ルニ便利ナルヘシ

二、豫防ニ關シ推舉シタル方法ハ、トモ最後ノ目的ヲ達シ得ストモ流行ヲ緩徐ニスル事ニ效果アルヘク流行ノ緩徐トナルコト夫自身ニ於テ充分ノ便宜ヲ得ルコトトナルヘシ

三、本病ノ統計適當ノ報告ヲ徵スルコトハ極メテ必要ナルコトナリ



四、委員會ハ本病ノ死亡率、罹病率、死因、經過期間、經濟事情、治療法ニ關シ充分ナル統計的研究ノ必要ヲ高唱セサル能ハス

之レヲノ事情報告ノ統一の蒐集數量的統計表ノ分析等ニヨリテ本病ノ性質ニ關スル重要ナル事項ヲ知ルヲ得ヘク、本病ノ病原轉歸並ニ治療法ニ關スル一般ノ原則モ臨床的ニ患者ノ各例ヲ仔細ニ觀察スルト同時ニ流行ノ統計ヲ徹底的ニ檢スルコトニヨリテ知ラルヘキナリ

五、本會ノ推舉セル方法ハ一般呼吸器ノ衛生ヲ進歩スルコトニ於テ有效ニシテ實際ニハ肺炎及ヒ他ノ呼吸器疾患ノ豫防法トナルヘキモノナリ

救助ニ關スル施政方針

救助ニ關シテハ委員會ニ於テハ左ノ如キ考慮ヲ要スヘキモノトセリ

- 一、一般ノコト
  - (一) 届出ヲ強請スルコト
  - (二) 隔離、共同働作、宣傳教育ハ醫師ヲシテ報告ヲ欲セサルニ至ラシメサル程度ニ實行スヘキコト
  - (三) 患者ヲ公示スルコトハ隔離ト同様ノ手心ナラサルヘカラス
  - (四) 學校等ハ其職員ヲシテ豫防ニ關シ醫師看護婦ノ補助其他特志ノ職務ニ從事セシムルヲ得ル場合之レヲ閉鎖スヘシ
  - (五) 行政ヲ執行スル際ニハ衛生當局ニハ相當ノ權威ト實力トヲ與ヘサルヘカラス
- 二、豫備行為

(一) 醫師、看護婦、公職ニ從事スルモノ、看護婦補助員、書記、炊事婦、洗濯婦、自働車自働車運轉手、マ

ク製造人、其他各種ノ有志家ヲ登録シ適當ニ配布シ各種ノ公共機關ハ防疫ニ從事セシムル様ニスルコト

恢復患者ニシテ血清ヲ與ヘントスル特志家ヲ募集シ常ニ使用ニ堪エ得ル如クスルコト

(二) 以上ノ物資ハ一ツノ中樞ノ下ニ集中シ市ハ之レヨリ其配布ヲ受クルコト、而シテ其中樞ハ州ノ重要ナル代表者ヲ以テ監督セシメ事業ニ適當ノ支配者ヲ以テ實行セシメサルヘカラス

(三) 執務ハ二十時間制トシ出勤退廳ハ電話裝置ニヨルコト

(四) 地方ハ州ト、州ハ國ト連絡ヲ保タサルヘカラス

三、罹病患者ノ登録

小都會ニ於テハ全テノ醫師ヲ訪問シ次ノ如キ報告ヲ聽取スヘシ

- (a) 取扱ヒタル患者ノ數
  - (b) 入院治療ヲ要スル患者ノ數
  - (c) 家庭治療ニ要スル患者ノ數
  - (d) 醫師ノ缺乏ヲ感スル患者ノ數
- 此ノ報告ハ醫師看護婦ノ缺乏ニ關スル現情ヲ知ルヲ得ヘク大都會ニ於テモ出來得ル限り各種ノ機關ヲ使用シ例ヘハ警官等ヲシテ家庭ヲ歴訪セシメ患者ノ數ヲ知リ之レヲ分類スルコトハ有益ノコトタルヘシ

四、看護婦、醫師、病院ノコト

甲、看護婦ノコト

- (一) 公衆衛生ニ關係スル看護婦ハ一ノ中樞ノ監督ノ下ニ流行ノ形勢ニ隨ヒ集合分配セラレサルヘカラス
  - (二) 補助看護婦有志家等ハ熟練セルモノノ下ニ其能力ニヨリテ等級ヲ附シ家庭又ハ病院ニ於テ使用シ「インフルエンザ」及ヒ肺炎ニ對シテ充分ニ訓練セシムルコト
  - (三) 出來得ル限り公衆ノ利益ノ見地ヨリ監督スルハ看護婦ヲ不必要ニ使用スルコトヲ防止スルコトトナルヘシ
  - (四) 市外ヨリ來ル看護婦ニ對シテハ宿所等ノ注意ヲ怠ルヘカラス
  - (五) 赤十字家庭看護婦講習ヲ終ヘタルモノ特ニ「インフルエンザ」ニ關スル訓練ヲ與ヘ出來得ル限り利用スヘク其姓名住所電話番号健康狀態能力勤務ノ意志等ヲ記載シ置クコト
- 乙、醫師ノ非常勤務
- (一) 官憲ニ於テ利用シ得ヘキ醫師ハ非常ノ場合ニ於テハ出來得ル限り利用スヘシ例ヘハ工場醫學校醫有志家庭醫師醫學校ノ四年生等ノ如シ
  - (二) 之レヲノ醫師ハ醫師ノ缺乏セシ時ニ提供セラレヘキモノナリ
  - (三) 或ル地方ニ中央相談所ヲ立テ私人ノ醫師ノ求メニ應スルコト

丙、病院ノコト

- (一) 病院ハ常ニ巡察シテ利用スヘキ病床ノ數醫師ト看護婦ノ不足炊事婦食料ノ供給狀態ヲ知ルコト
- (二) 中央相談所ハ出來得ル限り多クノ病院ニ關係ヲ有シ病院ノ病床ノ狀態ヲ精細ニ知リ有無相通セシメ常ニ適當ノ患者ノミヲ收容スヘキナリ而シテ妊婦ニ對シテハ殊ニ病院ノ

設備ヲ必要トス

- (一) 新タニ應急的ノ病院ヲ設立スルヨリモ天幕「バラツク」ヲ設立スルコト得策ノコトアリ出來得ヘク「インフル」或ル病院ハ「インフルエンザ」ノミヲ收容スル如クナセハ更ニ可ナリ
- (二) 家庭ニ於テ治療シ得ヘキ急ヲ要セサル外科的又ハ慢性ノ患者ハ此ノ際退院セシムルコト
- (三) 恢復セル家庭ニシテ病院ノ近キニアラハ輕症又ハ恢復期ノ患者ノ收容ニ借用ニ努ムヘク病院ヲシテ常ニ急性ノ患者ノ收容ニ餘裕ヲ生セシムル爲ニ看護ノ上ニ多大ノ利益アリトス

(六) 野戰病院ヲ利用スルコト

五、社會的及ヒ救濟的施設

- (一) 當局ハ常ニ家庭ト連絡ヲ保ツコト
- (二) 赤十字ノ特志者ハ家庭ニ連絡ヲ保チ其責任者カ入院セル時或ハ死亡セル時之レカ救濟ニ努メ兒童ノ注意等ヲナスヘキコト
- (三) 貧困其他ノ狀態ヲ患者ノ家庭ニ歸ル以前ニ於テ取調フルコト
- (四) 各種機關並ニ家庭カ「インフルエンザ」防疫ノ爲メニ多忙ヲ極メ彼等自身ノ必要ナル業務ニ従事スル能ハサル時ニハ之レカ救濟ヲナスコト
- (五) 普通ノ慈善事業教會等ノ活動ヲ促スコト
- (六) 任ヲ離レタル醫師看護婦ニ對スル保養機關ヲ設置スルコト

六、食料

- (一) 高等學校、師範學校、大學校等ノ公共ノ炊事場ハ利用シテ食料ニ缺乏セル家庭又ハ公共機關ニ支給スルコト
- (二) 個人ノ家庭モ炊事ニ餘裕アラハ食料支給ヲ助クルコト

七、洗濯場

- (一) 特別ノ洗濯物蒐集、配達機關ハ家庭及ヒ公共機關ニ必要ナリ
- (二) 補助ヲ受クル公立ノ洗濯場並ニ私立ノ醫師ノ洗濯場ハ當局ニテ引受クルコト

八、屍體ノ處置

- (一) 死亡報告ハ迅速ナルヘシ(二十四時間)
- (二) 日々使用ニ堪フル棺及ヒ其ノ製造ハ之レヲ調査シ「インフルエンザ」行政機關ノ許可ナクシテ賣却セシメサルコト
- (三) 屍體陳列場ノ設備
- (四) 柩車ノ世話
- (五) 屍體ノ處置ニ關スル自動車ノ世話
- (六) 墓地ノ世話

九、教育訓令、公示

- 文書又ハ講演ニヨリテ教育スルコトハ必要ナリ
- (一) 醫師ニ對スル命令
- (二) 醫師ニ療法及ヒ流行ノ今後ノ豫想ヲ知ラシムルコト
- (三) 醫師看護婦藥商ヲシテ家庭ニ訓示ヲ傳ヘシムルコト

十、雜

- (四) 公衆ニ對シテハ救助ノ方法ノ存スルコトヲ電車等ニテ知ラシムルコト
- (五) 家庭ニハ醫師ノ來ル迄如何ニスヘキヤヲ知ラシムルコト
- (六) 醫師、工場主、學校管理者ニ呼吸器病ノ初期ヲ如何ニシテ處置スヘキカヲ知ラシムルコト
- (七) 公衆ニ注意ノ必要ナルコト、病後直ニ仕事ニ従事スルコトノ危険ヲ知ラシムルコト
- (八) 公衆ニ不正ナルモノヲ避ケシムル爲メ公認ノ醫師、看護婦、藥品其ノ他ヲ知ラシムルコト

(一) 藥品ニ關スル注意

- (二) 「インフルエンザ」罹病者、及ヒ其家庭ニ燃料ノ先取權ヲ與フルコト
- (三) 流行ノ經過後ニツキ醫師、看護婦、救濟事業ノ跡仕末、工場ノ雇入問題及ヒ續發性疾患ニ關スルコト

(四) 衛生當局ハ各社會ノ狀況ニ應シテ上記ノ概略ニ從ヒ實行ヲ期スヘキモノナリ

此ノ外米國ニテハ「メトロポリタン」生命保險會社ノ「インフルエンザ」研究ニヨリテ、ロゼノール、マツクコイ、フランクケル、ナイト、シヨルダン、フロスト、バーク等ヲ委員トシテ「インフルエンザ」ノ原因及ヒ豫防等ヲ研究セシモ格別ノ成績ヲ擧ケ得ス

六、獨逸

プロイセンニテハ一九二〇年(大正九年)春ノ流行ニ於テハ強制届出ヲナサシメシカ、病勢ノ減退後之ヲ撤廢シタリ

「インフルエンザ」パンデミー「後ニ至リテ編輯サレタル Kolle-Herich 其他ノ細菌學書ニヨルニ、「インフルエンザ」ハ豫防シ得ヘキ疾病ニアラス。届出モ、隔離モ、群集制限モ、「マスク」モ、「ツクチン」モ

恐ラク實績ヲ齎スコトナカラント説ケリ。Lanz ノ如ク「マスク」ヲ有效ト稱シ、Bacchlein et Thoma (Munch. M. W. 14 mai, 1920) ノ如ク「インフルエンザ」肺炎ノ豫防ニ自家「ワクチン」ヲ使用セントスルカ如キ説アルモ、獨逸一般ニハ特殊ノ豫防施設ナカリシモノノ如シ

## 七、其他ノ諸國

葡萄牙ニ於テハ一九一八年(大正七年)九月二十九日豫防案ヲ作り、同十月七日ニハ政府ニ特別委員ヲ置キ、鋭意豫防ヲ努メタリ。其ノ要項左ノ如シ

(一) 醫師ハ傳染病豫防法ニ準シテ患者届出ノ義務アルモノトス。地方衛生官ハ中央當局ニ流行狀態ヲ打電ス可シ

(二) 特殊豫防法ナキモ、消毒ヲ完全ニシ、殊ニ肺炎ヲ發セル場合ニ注意ス。咳嗽ヲ獎勵シ、人ノ移動ヲ禁止ス

(三) 成ル可ク入院加療セシム

(四) 「インフルエンザ」專務ノ醫師ヲ公設ス

(五) 地方ヲ區劃シテ救療班ヲ設置ス

(六) 富豪特志家ノ活動ヲ促ス

ウルガイニ於テハ一九一九年(大正八年)四月十四日、重症「インフルエンザ」ヲ法定傳染病トナシ、届出テシム

ブラジルノベルナンブツコニテハ一九一八年(大正七年)十一月二十五日ニ「インフルエンザ」ヲ届出テシムルコトトシ、醫師ノ職員ヲ行ヒ、防疫區劃ヲ定メ豫防ニ勉メタリ

## 八、濠洲

一九一九年(大正八年)一月ニ於ケル流行ハ、恰モ盛夏ノ候ニシテ、戶外並ニ戸内ノ集合ヲ禁シ、劇場展覽會ヲ閉鎖シ、教會ノ集會モ「マスク」ヲ使用スルニ非サレハ之ヲ禁止シタリ。然レトモ、炎暑烈シクシテ涼ヲ採ル男女ハ毎夜海邊ニ群集シ、傳播ヲ容易ナラシメタリ。豫防施設ハ衛生局之ヲ司リ、醫學者ヲ招集シテ諮問機關ヲ作レリ。病院ノ不足ヲ感シタルヲ以テ假病院ヲモ設置シタリ。「ワクチン」ハ英國式ヲ使用シテ效果アリシカ如シ

### 第四章 我邦ニ於ケル今次ノ流行狀況

#### 第一節 流行ノ概況

海外諸邦ニ於ケル蔓延ノ概要ハ上述セルカ如シ、而シテ既往十六世紀ヨリ一八八九年(明治二十二年)ニ至ルマテ本病ノ大流行ニ際シテハ我國モ亦治ント毎次其流行ヲ見サルコトナカリシカ如キハ本病疫學史ノ示ス所ナリ、特ニ船舶ノ往來、通商ノ繁劇ヲ加ヘタル今次ノ流行ニ於テ我國亦之カ侵襲ヲ受クルニ至リシハ到底免レ得サル所ナリシナリ。即チ本邦ニ於テハ西歐ノ流行ニ後ルルコト、三四箇月大正七年八月下旬ヨリ九月上旬ニ至リ初メテ蔓延ノ兆ヲ呈シ忽チ急激ナル勢ヲ以テ全國ニ蔓延シ、爾來大正十年七月ニ至ルマテ三回ノ流行ヲ反復セリ。而シテ海外ヨリノ侵入徑路ニ關シテハ大正七年五月上旬南洋方面ヨリ橫須賀ニ歸港シタル一軍艦二百五十名ノ同病患者ヲ發シ、次テ同年九月二日北米ヨリ橫濱ニ入港シタル一船舶ニ多數ノ同病患者ヲ有シ之等ヨリ陸上ニ傳播シタリト認ムヘキ事實アルモ、之ヲ以テ直チニ本病ノ初發ナリト斷シ難キ理由アリ。而已ナラス大正七年初春及五、六月ニ於ケル、インフルエンザ様疾患ヲ以テ本流行ノ先驅ナリト認ムル者アリ、或ハ之ヲ全ク別種ノ疾患ナリト説ク者アリ。又本邦ニ於ケル傳播ノ狀況ニ就キテモ殆ント秩序アル系統ヲ示ササルヲ以テ海外ヨリノ侵入徑路竝ニ其ノ内地ニ於ケル源發地ハ全ク不明ナリト云フノ外ナシ

各府縣ニ於テ調査シタル流行期間、患者死者總數ヲ各流行別ニ比較スレハ左ノ如シ

流行期間	患者	死者	患者對死者百
第一回 自大正七年八月至同八年七月	二一、一六八、三九八	二五七、三六三	一一、二二
第二回 自大正八年七月至同九年七月	二、四一二、〇九七	一二七、六六六	五、二九
第三回 自大正九年八月至同十年七月	二、二四、一七八	三、六九八	一、六五
計	二三、八〇四、六七三	三八八、七二七	一、六三

#### 第一項 第一回流行狀況

上述セル如ク本流行ノ端ヲ開キタルハ大正七年八月下旬ニシテ九月上旬ニハ漸ク其ノ勢ヲ増シ、十月上旬病勢頓ニ熾烈トナリ、數日ヲ出テスシテ殆ント全國ニ蔓延シ、十一月最モ猖獗ヲ極メタリ、十二月下旬ニ於テ稍々下火トナリシモ翌八年初春酷寒ノ候ニ入り再ヒ流行ヲ逞クセリ最モ早ク發生ヲ見タルハ神奈川、静岡、福井、富山、茨城、福島ノ諸縣ニシテ之ト相前後シテ埼玉、山梨、奈良、島根、徳島等ノ諸縣ヲ襲ヒ九州ニ於テハ九月下旬ヨリ十月上旬ニ涉リ熊本、大分、長崎、宮崎、福岡、佐賀ノ各地ヲ襲ヒ、十月中旬ニハ山口、廣島、岡山、京都、和歌山、愛知ヲ侵シ、同時ニ東京、千葉、栃木、群馬等ノ關東方面ニ蔓延シ、爾餘ノ諸縣モ殆ント一句ノ差ヲ見スシテ悉ク本病ノ侵襲ヲ蒙レリ、十月下旬北海道ニ入り十一月上旬ニハ遠ク沖繩地方ニ及ヒタリ

本病流行ノ狀況ヲ統計的ニ觀察スルコトハ甚タ困難ナリト雖モ、道府縣ニ於テ調査シタル所ニヨレハ、大正七年八月初發以來八年一月十五日迄ノ概數ハ患者約一千九百二十三萬六千人餘、死者實ニ二十萬四千人餘ニシテ、患者ハ全人口ノ三分ノ一ニ達シ、死者ハ人口千ニ對シ三五八ノ高率ニ及ヘリ、患者百ニ對スル死亡ハ一〇六ニシテ其率比較的低カリシモ罹病者ノ多數ナリシ

タメ死亡者又多ク種ニ見ル慘害ヲ蒙レリ

各府縣ニ於ケル蔓延ノ狀況ヲ見ルニ、其ノ初發ノ地ハ二三ノ例外ヲ除キ多クハ交通頻繁ナル都市ニ發シ之ヨリ放射狀ニ其ノ周圍村落ヲ侵襲スルヲ常トセリ、即チ市内ニ於テハ學校兒童ノ缺席増加シ、又工場職工等ノ缺勤續出シ一兩日ニシテ數十數百ニ上リ、一般ノ注意ヲ惹ク時ニ於テハ既ニ病毒ハ全市ニ彌蔓シ數日ナラスシテ全市民ノ大半ヲ襲フヲ例トセリ。流行猖獗時ニ於テハ學校工場等ハ一時閉鎖ノ已ムナキニ至リタルモノ少カラス、而シテ市ヨリ更ニ其ノ周圍部落ニ蔓延スル狀亦凡ソ此ノ類ナリ、此ノ如クニシテ本病ハ全縣下ニ傳播セリ

今一縣ニ於ケル流行ノ狀ヲ觀察スレハ、都市ハ漸次衰退ニ傾キツツアルノ時ニ當リ附近村落ハ流行ノ極ヲ示シ、更ニ山間ノ僻地ニ於テハ漸ク流行ノ微ヲ見ントスルカ如キ狀況ニ在リタリ、從テ交通機關ノ發達セル地方ニ於テハ流行ノ期間短カク三旬ヲ出テスシテ病勢衰退シタル所ナキニアラサルモ、之ニ反シ交通不便ノ地方ニ於テハ十二月末ニ至リ漸ク患者減退セリ。然ルニ翌八年二月酷寒ノ交ニ於テ再ヒ流行猛烈トナリ且ツ病勢惡化シ所謂流行性感冒肺炎ヲ起シ斃ルルモノ尠カラサリキ、其發生患者數ヲ見ルニ一月後半ニハ四十九萬六千人二月前半ニハ更ニ五十一萬六千人ニ上リ二月後半ニハ稍減少シタリシモ尙三十八萬四千人ヲ算シタリ、之カタメ地方ニヨリテハ醫師、看護婦ノ不足、治療材料ノ缺乏等ヲ來シ、人心爲メニ安カラサル狀態ニアリシモ、三月以來病勢漸次減退シ同月ノ發生患者數三十八萬人四月十八萬人五月三萬七千人トナリ、六月ニハ僅ニ八千人ニ減シ六月下旬ヨリ七月ニ至リ本流行ノ終熄ヲ見タリ

本病ノ死亡者數ハ大體ニ於テ發生患者數ト相並行シテ増減アリト雖モ患者ニ對スル死亡比例ハ最初ハ比較的低ク流行ノ經過ト共ニ漸次其ノ率ヲ増セリ、即チ大正七年ノ流行期ニ於テハ

患者百ニ對シ一人強ニ過キサリシカ翌年一月末ヨリ二月初旬ニ至リ二人弱ニ上リ、二月下旬ヨリ三月ニ於テハ更ニ三、一三七人ニ、四月ニハ四、九六六人ノ高率ニ達シタリ、五、六、七月ハ稍低下ノ傾キアリタルモ尙四〇%以上ヲ示シ流行初期ニ比シ約四倍ノ高率ヲ示シタリ、斯クノ如ク患者ニ對スル死亡率ノ漸次増加ヲ示シタル所以ハ、大體ニ於テ病勢ニ關係セルモノニシテ、初期ニ於テハ虛弱者、老幼者ヲ除キテハ死亡スルモノ尠カリシモ、流行ノ經過ト共ニ病性惡變シ肺炎ヲ併發スル者多ク之カ爲メニ虛弱者ノミナラス強壯者ニテ斃レタル者尠カラサリシト、其他種々ノ後發症ニヨリ死ノ轉歸ヲ取リタル者多數アリ、且ツ本病以外ノ死因ニヨルモノモ亦本病ト見做サレタルモノ亦尠カラサリシニヨルヘシ。本病死亡率ハ他ノ急性傳染病ニ比シ寧ろ最下位ニアルニ拘ハラズ今回ノ流行ニ於テ嘗テ見ル能ハサリシ多數ノ死者ヲ出シタルハ實ニ其傳染力ノ猛烈ニシテ患者頗ル多數ナリシニ因ル

今回ノ流行ヲ通シテ各地方廳ニテ調査シタル概數ニ據レハ總計患者二千百十六萬八千三百九十八人死者二十五萬七千三百六十三人ニシテ内最モ多數ノ患者ヲ出シタルハ東京府ノ一百四十二萬一千九百八十八人ニシテ、愛知ノ一百二萬九千五百三十人、兵庫、埼玉、靜岡、鹿兒島ノ諸縣ニテモ亦七十萬人以上ノ患者ヲ算シタリ、最モ少カリシハ沖繩縣ノ十萬四千四百三十二人ニシテ高知、石川兩縣モ亦十五萬人ヲ出テサリキ。最モ多數ノ死亡者ヲ出シタルハ兵庫縣ノ一萬四千七百三十人ニシテ東京府ノ一萬三千五百七十四人之ニ次キ其他一萬人以上ヲ出シタルハ大阪府及埼玉縣ナリ、最モ少カリシハ高知縣ノ九百二十四人ナリ。患者ニ對スル死亡比例ハ各府縣ヲ通シテ大ナル差異ヲ見ス、全國平均一二二%ニシテ石川縣ノ二七四%ヲ最高トシ、高知縣ノ〇六三%ヲ最低トス



本流行ニ於ケル府縣患者概數ハ末章統計第一表ノ如シ

## 第二項 第二回流行狀況

大正七、八年ニ亘ル前回ノ流行ハ概略右ノ如ク春夏ノ交ニ至リ全ク終熄ヲ告ケタルモ再ヒ八年十月下旬、向寒ノ候ニ及ヒテ神奈川、三重、岐阜、佐賀、熊本、愛媛等ニ流行再燃ノ報アリ、次テ十一月ニ至リ東京、京都、大阪ヲ始メトシ茨城、福島、群馬、長野、新潟、富山、石川、鳥取、静岡、愛知、奈良、和歌山、廣島、山口、香川、福岡、大分、鹿児島、青森、北海道等ニ相前後シテ散發性流行ヲ見、爾餘ノ諸縣モ漸次流行ヲ來スニ至レリ

本流行ハ前回ニ於ケル病毒ノ殘存セルモノカ、氣候ノ變化ニヨリ呼吸器ヲ侵サルル者多キニ及ヒテ再ヒ擡頭セルモノノ如ク其感染患者ノ多數ハ前流行ニ罹患ヲ免レタルモノニシテ病性比較的重症ナリキ前回ニ罹患シ尙ホ今回再感シタル者ナキニアラサルモ此等ハ大體ニ輕症ナリシカ如シ

各地流行ノ狀ヲ見ルニ都鄙、交通等ノ關係ニヨリ相違アルモ、概シテ前回激シキ流行ヲ見サリシ地方ハ本回ハ激シキ流行ヲ來シ、前回ニ甚シキ慘狀ヲ呈シタル地方ハ本流行ニ於テハ其ノ勢比較的微弱ナリシカ如シ

斯クテ各地ニ散發セル病毒ハ再ヒ漸次四圍ニ傳播シ、遂ニ一、二縣ヲ除キテハ何レモ患者ノ發生ヲ見サル處ナキニ至リ、翌春一月ニ及ヒ猖獗ヲ極メ多數ノ患者ヲ出シタリ、三月ヨリ漸次衰退シ六、七月ニ至リ全ク終熄シタリ

本回ニ於ケル患者數ハ前流行ニ比シ約其ノ十分ノ一ニ過キササルモ其病性ハ遙ニ猛烈ニシテ

患者ニ對スル死亡率非常ニ高ク三、四月ノ如キハ一〇%以上ニ上リ全流行ヲ通シテ平均五・二九%ニシテ前回ノ約四倍半ニ當レリ

各府縣患者死者ノ概數ハ末章統計第二表ノ如シ

## 第三項 第三回流行狀況

本流行ハ大正九年八月月上旬福岡、高知ニ同下旬兵庫ニ初發シタルヲ破格トシ、其他ノ地方ハ一般ニ九月中旬又ハ下旬ニ初發セシモノノ如キモ、其症狀ハ普通ノ感冒ト區別スル能ハサル程度ノモノ多ク、前流行ニ於ケルカ如ク、町村、部落ヲ風靡セルカ如キ事實ナカリシモ、氣候ノ變遷ニ從ヒ患者漸次増加ノ傾向ヲ示シ十一月下旬ヨリ十二月上旬ニ至リテハ廣ク諸縣ニ涉リ各地方共多少ノ患者ノ散發ヲ見タリシモ流行共シキニ至ラス、其症狀モ亦惡性ヲ帶ヒス肺炎ヲ併發スルモノ殆ント稀ニシテ大正十年一月ニ入り患者發生數ハ稍々増加シタルモ四、五月ヨリ漸次其數ヲ減シ六、七月全ク終熄セリ、其概況ハ末章統計第三表ノ如シ

## 第二節 統計的觀察

### 第一項 流行性感胃患者統計

#### 一、前後三回ノ流行ニ於ケル患者總數

前後三回ノ流行ヲ通シテ總數患者二千三百八十四萬四千六百七十三人、死者三十八萬八千七百二十七人、即チ人口千ニ對シ患者四一・六八八人、死者六七・六八八人ナリ、本調査ニ漏レタル患者多數ア



第三回流行ニ於テハ患者數最モ少ク、從テ、人口千ニ對シ僅ニ四人ニシテ患者ニ對スル死亡率モ亦一六五%ニ下レリ

以上三回ノ流行ニ於ケル病勢ノ經過ヲ既往ノ流行ニ對照スルニ流行ノ當初ニ於テハ患者多發スルモ死亡率少ク即チ概シテ病性良ナルモ、流行ノ終末ニ近ツキ又ハ次回ノ流行ニ於テハ患者數少キモ死亡率著シク多ク、之ヲ箇々ノ患者ニ關シ觀察スルモ肺炎等ノ危險ナル合併症ハ後期ニ於テ之ヲ來スモノ多キカ如シ

既往ノ流行ニ就テ此等ノ關係ヲ探ラムトスルモ、據ルヘキモノ少クシテ之ヲ知ルニ由ナキモ明治二十三年(西曆一八九〇年)ノ流行當時ノ官報ニ海外ノ流行ニ關スル摘録アリ、即チ參考ノ爲之ヲ摘記スレハ左ノ如シ

此病ノ流行スルヤ其傳播ノ猛烈ナルニ拘ラス死亡者ヲ出スコト比較的尠ク世人ハ蔓延ノ猛烈ナル他ニ其比ヲ見サルヲ以テ其死亡數モ亦之ニ準シテ甚シカルヘシトノ想像ヲ抱クモノアラシカ決シテ然ラス、最モ惡性ナリトノ聞エアリシ一八三七年(天保八年)ノ流行ニ於テスラ死亡比例僅ニ二%ニ過キサリキ、又一八六二年(文久二年)愛蘭ノ流行ニ於テモ其比例二%ヲ超過セス而シテ今回ノ流行ハ其性善良ナルカ如ク特ニ流行ノ初ニ於テ然リトス、昨年十二月十六日獨逸伯林府ニ於テ教授ライデンノ發企ニ由リ開會セラレタル内科醫學會ニ於ケル會議ノ顛末ヲ見ルモ今回ノ流行頗ル良性ニシテ死者一人モナク肺炎ノ如キ合併症モ以前ノ流行ニ比シテ多キニ至ラス、且ツ之ヲ患フル者ノ數モ凡ソ住民ノ十分ノ一ナルヘシト云ヒ、又巴里府ニ於ケルブルアンド及フルストノ調査ヲ見ルモ良性ノ流行性感冒ニシテ全經過ハ僅ニ三、四日取テ長ルルニ足ラスト云ヒ、同地ノ醫師ハ其流行ノ良性ナルカタメ豫防法ヲ要セスト論述シ又翌一八九〇年

(明治二十三年)一月二十七日倫敦電報(一月十八日、日本「モーニング」)ニハ巴里ニ於テハ該病病勢稍不良ノ徵アリテ、死者既ニ二百人ヲ出シタリト云ヒ又一月八日ノ我カ官報ニモ同地ニ於テハ死者倍倍増加セリトノ一報ヲ掲ケタルヲ觀レハ昨年末ニ至リ巴里ニ於テハ稍惡性トナリタルカ如キ景況ナキニアラストノ記述アリ、右記事ニ依レハ一八八九年明治二十二年)ノ流行ニハ患者多ク死者比較的少ク翌一八九〇年ニ至リ病性惡化シタル如ク觀取セラレ、又他ノ記録ニ依ルモ一八八九年(明治二十二年)末西歐ニ發生セル本病ハ翌一八九〇年二、三月ニ至リ波斯、印度、亞弗利加ヲ襲ヒタル時ニ於テ最モ惡性ヲ呈シ高キ死亡率ヲ示セルコトヲ記シタリ

此等海外ノ事實等ヲ參酌推考スルニ本病カ初發ノ當時ニハ一時ニ多數ノ患者ヲ出スモ病勢ハ比較的良好ニテ死亡率低ク、流行ノ經過ト共ニ惡性ニ變シ肺炎等ノ合併症ヲ發スル者多ク從ツテ高キ死亡率ヲ示シ其終熄前ニハ再ヒ良性ニ還ル狀況ハ何レノ流行ニ於テモ其軌ヲ同ウスルモノナルヘシ

三、各年齡級患者比較末章統計第四表參照

各年齡級患者數ハ二十一—三十歳ヲ最多トシ十一—二十歳、三十一—四十歳、六一—十歳、四十一—五十歳、五十一—六十歳、六十一—七十歳、七十一—八十歳ノ順位ニシテ各年齡級ノ罹患比例ハ不明ナルモ概シテ壯年者ノ罹患比例大ナリシカ如シ、男女ノ罹患比例ニハ大ナル差異ヲ見ス。各年齡級患者ニ對スル死者ノ比例ハ男女共ニ九十一—百歳、八十一—九十歳ヲ最高トシ之ニ次キ男ハ五歳以下、七十一—八十歳、六十一—七十歳、三十一—四十歳、五十一—六十歳、二十一—三十歳、四十一—五十歳、十一—二十歳、六一—十歳ノ順位ニシテ女ハ七十一—八十歳、二十一—三十歳、六十一—七十歳、五歳以下、三十一—四十歳、五十一—六十歳、四十一—五十歳、六一—十歳、十一—二十歳



ヲハ呼吸器疾患特ニ肺炎及氣管支炎死亡中ニ包含ナルナラン

附 朝鮮、臺灣ニ於ケル流行狀況

第一項 朝鮮ニ於ケル流行

朝鮮ニ於テモ大正七年初秋流行ノ端ヲ發シ爾來三年ニ亘リ寒冷ノ候ニ前後三回ノ流行ヲ見  
 タリ總督府ニ於テ調査セル患死者數ヲ舉クレハ左ノ如シ  
 一、大正七、八年ノ交ニ於ケル流行性感胃患死者

道 別	種 別	内地人		朝鮮人		外國人		計	
		患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
京 畿 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
京 畿 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
忠 清 北 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
忠 清 北 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
忠 清 南 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
忠 清 南 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
全 羅 北 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
全 羅 北 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
全 羅 南 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
全 羅 南 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
慶 尙 北 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
慶 尙 北 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
計	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337
計	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	3,894	6,337

道 名	性 別	内地人		朝鮮人		支那人		外國人		計	
		患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
京 畿 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
京 畿 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
忠 清 北 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
忠 清 北 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
忠 清 南 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
忠 清 南 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
全 羅 北 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
全 羅 北 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
全 羅 南 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
全 羅 南 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
慶 尙 北 道	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
慶 尙 北 道	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
計	男	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337
計	女	1,210	101	2,684	6,337	—	—	—	—	3,894	6,337

大正八年十一月流行性感胃患死者

道	計		患	者	死	亡	摘	要
	女	男						
忠清北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
忠清南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
全羅北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
全羅南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
慶尙北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
慶尙南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
黃海道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
平安南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
平安北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
江原道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
咸鏡南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
咸鏡北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
合計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

三、日大正十九年三月月流行性感胃患死者

道	計		患	者	死	亡	摘	要
	女	男						
忠清北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
忠清南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
全羅北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
全羅南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
慶尙北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
慶尙南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
黃海道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
平安南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
平安北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
江原道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
咸鏡南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
咸鏡北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
合計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

患者發生セルモ死亡數ナキハ不詳トス

道	名	患	者	死	亡	摘	要
京畿道	忠清北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
忠清南道	忠清南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
全羅北道	全羅北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
全羅南道	全羅南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
慶尙北道	慶尙北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
慶尙南道	慶尙南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
黃海道	黃海道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
平安南道	平安南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
平安北道	平安北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
江原道	江原道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
咸鏡南道	咸鏡南道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
咸鏡北道	咸鏡北道	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
合計	合計	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000